



富山県

パートナーシップ 宣誓制度

富山県では、すべての県民が個人として尊重され、多様性を認め合い、誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会を目指しています。

パートナーシップ宣誓とは

お互いをかけがえのないパートナーであることを約束する二人が、知事に対し、パートナーと共同して、パートナーシップにあることを宣誓するものです。県は、お二人の関係性を証明する「受領証」を交付します。

宣誓をすることができる方

お二人が以下の条件を満たす必要があります。

- ① 成年に達していること。
- ② いずれか一方が、県内に住所を有しているか又は県内への転入を予定していること。
- ③ 現に婚姻していないこと。
- ④ 現に宣誓をしようとする相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- ⑤ 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

受領証の提示を受けられた方へ

本人の意に反して、他人にその利用に係る情報を流すことは、アウティング(暴露)になりますので、この取組みの趣旨を十分にご理解いただき、不当な差別的取扱を絶対に行わないなど適切な対応についてご配慮いただきますようお願いいたします。

宣誓手続きの流れ

1. 宣誓日の事前予約

- 宣誓を希望される日の1週間前までに、電話もしくはメールにて宣誓日時を予約。

【予約先】 富山県生活環境文化部県民生活課人権啓発担当(南別館3階)
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 電話 076-444-9646
メールアドレス: ml-partner@pref.toyama.lg.jp

2. パートナーシップ宣誓

- お二人でお越しいただき、県職員の前で宣誓書に必要事項を自署後、必要書類とともに提出。

宣誓時の必要書類

- 住民票の写し(住民票記載事項証明書)、転入予定の場合は転出証明書等
- 配偶者がいないことを証する書類(独身証明書、戸籍抄本等)
- 本人確認書類(運転免許証等)

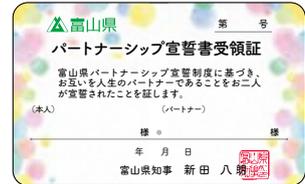
3. 宣誓書受領証の交付

- 要件を満たしている場合は、宣誓書の写し(受領印を押印したもの)及び受領証を2人に交付。

※受領証の表面は、無地版・レインボー版からお選びいただけます。



【無地版】



【レインボー版】

Q&A

Q1: 結婚制度と富山県パートナーシップ宣誓制度の違いは何ですか?

結婚は法律行為であり、法に定める結婚を行うと扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生します。一方、富山県パートナーシップ宣誓制度は、要綱により定める制度であり法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q2: 宣誓をしたいのですが、プライバシーは守られますか?

個室スペースで宣誓を行っていただくこととしております。

Q3: 郵送で手続きができますか? または代理申請ができますか?

郵送や代理での申請はできません。職員の前でご本人が宣誓する必要がありますので、必ずお二人でお越しください。

お問い合わせ先

富山県生活環境文化部県民生活課人権啓発担当
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7(南別館3階) 電話 076-444-9646
メールアドレス: ml-partner@pref.toyama.lg.jp

※「富山県パートナーシップ宣誓制度」についての詳細は、県ホームページを御覧ください。